

国民健康保険料納入通知書の見方について

確認できること

A

154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
国保 太郎 様

世田谷区国民健康保険料納入通知書

通知の送付理由はこちら

詳細はP2へ

【この通知をお送りした理由】

記号番号

B

1 世帯の保険料は、次のとおりです。

	均等割 軽減	基礎分(医療分) 保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護保険料(40歳から64歳までの方に賦課)		子育て分保険料		年保険料
		賦課基準額	所得割額	賦課基準額	所得割額	賦課基準額	所得割額	賦課基準額	所得割額	
		人数	均等割額	人数	均等割額	人数	均等割額	人数	均等割額	
前回										
増減										
今回の 通知 内容										

世帯年保険料額はこちら

詳細はP3～4へ

C

2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです。

	【普通徴収】(納付書によるお支払い分)					【特別徴収】(年金からの天引き分)		
	前回	今回	お支払い済 みの保険料	納めていた だく保険料	納期限	前回	今回	
4月期						4月期		
5月期								
6月期								
7月期								
8月期								
9月期								
10月期								
11月期								
12月期								
1月期						12月期		
2月期						2月期		
3月期								
合計						合計		

月期毎の支払い額や収納状況はこちら

詳細はP5～7へ

D

3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。

国保加入者氏名	加入期間		所得割の算出基礎		保険料	基礎分(医療分)		後期高齢者支援金分		介護分		子育て分								
	4	5	6	7		8	9	0	1	2	3	令和	年度賦課基準額	月数	年保険料	月数	年保険料	月数	年保険料	月数
	個人別内訳や加入状況はこちら																			
他	人	保険料	円																	
計	人	保険料合計	円		(うち介護保険第2号被保険者の該当人)															

詳細はP8～10へ

個人別内訳や加入状況はこちら

詳細はP8～10へ

A

詳細はP2へ

- ・保険料の決定期間
- ・通知をお送りした理由
- ・記号番号(問い合わせ時にお知らせください)

世帯主が国保に加入しておらず、**世帯内に加入者がいる場合**、宛名の下に
(国保に加入しているのはご家族の方です。)
と記載されます。

B

詳細はP3～4へ

- ・年額の変更前(前回)変更後(今回) ※初めての決定は前回は空欄です。
- ・年額の内訳(基礎分・後期高齢者支援金分・介護分・子育て分)
- ・均等割額の軽減割合 ※軽減の適用外の場合は空欄です。

C

詳細はP5～7へ

- ・月期ごとの変更前(前回)変更後(今回)
※初めての決定は前回は空欄です。
- ・保険料のお支払い状況(支払い済み、未納、納期限)
※変更時点で納期限が過ぎている場合は納期限が「*****」表示になります

納付書払いで新しい納付書が届いた場合、「納めていただく保険料」欄と見比べて、前回時点でお送りしたものと差し替えてお支払いください。
差し替える必要がないものはお手持ちの納付書でお支払いください。

D

詳細はP8～10へ

- ・加入者 ※6人を超えた場合は表の下に人数・保険料が合計で表示されます。
- ・加入者毎の保険加入月
- ・加入者毎の計算の基礎になる賦課基準額
- ・加入者毎の年間保険料と区分ごとの内訳
- ・非自発軽減、産前産後の免除、未就学児の均等割軽減の適用有無



納入通知書上部【宛名・送付理由・保険料決定期間等】

世帯主の国保加入の有無にかかわらず、世帯主宛にお送りします。世帯主が国保加入者でない場合は、
(国保に加入しているのはご家族の方です。)
と表示されます。

154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

国保 太郎 様

(国保に加入しているのはご家族の方です。)

記載された年度（4月～3月の間の保険料がかかる加入期間）の国民健康保険料についての通知です。

世田谷区国民健康保険料納入通知書

あなたの世帯の

令和 年 月から令和 年 月まで（令和 年度 分）

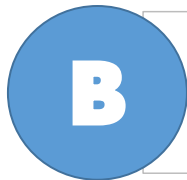
の国民健康保険料を、次のとおり決定しましたので通知します。

【この通知をお送りした理由】

通知をお送りした理由が表示されます。
詳しくは よくある質問 をご確認ください。

記号番号

お問い合わせの際は「記号番号」をお知らせください。



【1 世帯の保険料は、次のとおりです。】

詳細は①～⑤に分けて 4 ページに記載しています。

	③ 均等割 軽減	基礎分（医療分）保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護保険料（40歳から64歳までの方に賦課）		子育て分保険料		年保険料
		賦課基準額	①所得割額	賦課基準額	①所得割額	賦課基準額	①所得割額	賦課基準額	①所得割額	
		人数	②均等割額	人数	②均等割額	人数	②均等割額	人数	②均等割額	
前回		円 人	円 円	円 人	円 円	円 人	円 円	円 人	円 円	円
④ 増減		円 人	円 円	円 人	円 円	円 人	円 円	円 人	円 円	円
⑤ 今回の 通 知 内 容		円 人	円 円	円 人	円 円	円 人	円 円	円 人	円 円	円

1 年間（4 月～翌年 3 月）の保険料を記載しています。
世帯内の国保加入者分の合計額です。

❶ 所得割額

国民健康保険の加入者の前年（１月～１２月）の所得金額に応じて計算されます。

・ 賦課基準額・・・ 国保加入者の所得割額を算出するための基とする金額です。

賦課基準額に含まれる主な所得については **保険料の計算方法** をご確認ください。

→ 賦課基準額の算出方法：世帯の加入者それぞれの前年中の総所得金額（給与・年金・事業・不動産等の所得など）から、住民税基礎控除額のみを控除した金額です。

❷ 均等割額

国民健康保険の加入者の人数に応じて計算します。

❸ 均等割軽減（申請不要）

世帯主と国保加入者全員の前年合計所得が一定の基準以下の場合、保険料計算時に世帯の均等割額に対して保険料の軽減を自動的に行います。

軽減制度の詳細については **保険料の軽減・減免** をご確認ください。

軽減が適用されている世帯には、「均等割軽減」の項目に「７割軽減・５割軽減・２割軽減」の軽減割合が記載されます。

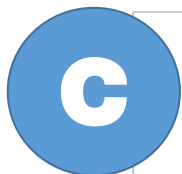
空欄の場合は適用対象外です。

❹ 増減

年度途中に加入や脱退を行った人や所得等の変更のあった人に対して、**加入月数分の保険料を月割りで計算し**、増額又は減額の金額を記載しています。

❺ 今回の通知内容

世帯加入者の年間の保険料額の合計について記載されます。



【2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです。】

詳細は①～⑪に分けて、普通徴収については6ページ、特別徴収については7ページに記載しています。

2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです。

【普通徴収】（納付書によるお支払い分）

①	前回	今回	お支払い済 みの保険料	納めていた だく保険料	納期限
4月期	②	③	④	⑤	⑥
5月期					
6月期					
7月期					
8月期					
9月期					
10月期					
11月期					
12月期					
1月期					
2月期					
3月期					
合計					

【特別徴収】（年金からの天引き分）

⑦	前回	今回
4月期	⑧	⑨
6月期		
8月期		
10月期		
12月期		
2月期		
合計		

⑩

・来年度前半の特別徴収金額（仮徴収）

4月期		
6月期		
8月期		

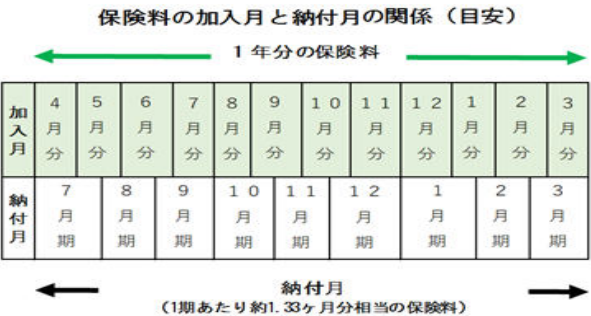
⑪ ☆令和 年 月 日現在で確認がとれているお支払い状況で作成しています。

1年間（4月～翌年3月）の保険料を記載しています。
世帯内の国保加入者分の合計額です。

●【普通徴収】（納付書によるお支払い分）

納付書や口座振替による納付の場合は、各期の納期限や納付額、通知作成時点で把握している納付済額、納付済額を差し引きした変更後の納付額が記載されます。

- ① 納付月
- お支払いの割り付けがある月です。国保は後払いのため、加入月と納付月は一致しないことがほとんどです。
- 保険料は7月～翌年3月の9回で納めるので、4・5・6月に現年度分のお支払いはありません。
- 例) 今年度12か月分(4月～翌年3月分)を7月～翌年3月までの9回払い(1期あたり1.33か月分)



- ② 前回
- 前回（変更前）の決定内容を記載しています。（年度の初回決定時は空白になります。）
- ③ 今回
- 今回（変更後）の決定内容を記載しています。なお、世田谷区では世帯内の加入者全員分の年間保険料を合算して納付期月に割り付けているため、期月毎の個人別内訳はございません。年額の個人別内訳はD【3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。】（8～10ページ）の④にてご確認ください。
- ④ お支払い済みの保険料
- ⑪の日現在で確認できたお支払い状況で作成し、お支払い済みの保険料を記載しています。金融機関等でお支払いいただいてから当課で確認できるまで2週間程度かかります。お支払い済みで行き違いとなった場合はご容赦ください。
- ⑤ 納めていただく保険料
- 納めていただく保険料を記載しています。⑥の納期限までに各期月毎にお支払いいただきます。納付書払いで新しい納付書が届いた場合、この欄と見比べて、前回時点でお送りしたものと差し替えてお支払いください。差し替える必要がないものはお手持ちの納付書でお支払いください。
- ⑥ 納期限
- 各期月の納期限を記載しています。各期月の末日あるいは末日が土日・祝日の場合は翌営業日となっています。期日までにお支払いが難しい方は保険料収納課徴収推進（03-5432-2343）へご連絡ください。
- ⑪ 通知書の作成基準日
- 納入通知書はこの日時点での情報で作成しています。

●【特別徴収】（年金からの天引き分）

特別徴収（年金からの天引き）による納付の場合は、年金から天引きされる金額が記載されます。特別徴収の対象となる世帯や特別徴収の保険料の割り付け方についてなど、詳しくは **保険料の特別徴収（年金からの天引き）について（ページID：301）** にてご確認ください。

⑦ 納付期月

お支払いの割付けがある月（年金受給月と同一）です。保険料の割付け方については、 **保険料の特別徴収（年金からの天引き）について（ページID：301）** にてご確認ください。

⑧ 前回

前回（変更前）の決定内容を記載しています。年金から天引きされる金額（特別徴収金額）を表示しています。

- ・空白の場合…年度の初回決定時や、昨年度は普通徴収で今年度10月から特別徴収に切り替わる方は空欄です。
- ・金額表示がある場合…前年度から特別徴収が続いていて仮徴収がある場合は4・6・8月期に金額が表示されます。

⑨ 今回

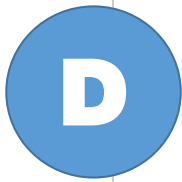
今回（変更後）の決定内容を記載しています。なお、世田谷区では世帯内の加入者全員分の年間保険料を合算して納付期月に割り付けているため、期月毎の個人別内訳はございません。年額の個人別内訳はD【3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。】（8～10ページ）の④にてご確認ください。

⑩ 来年度前半の特別徴収（仮徴収）

翌年度4月・6月・8月の特別徴収保険料は、今年度の2月期保険料と同額になります。これを仮徴収といいます。

⑪ 通知書の作成基準日

納入通知書はこの日時点での情報で作成しています。



3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。】

詳細は①～⑤に分けて 9 ～ 1 0 ページに記載しています。

④一人ずつの保険料を計算した年間保険料額が表示されます。

3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。

①		②		③	④	⑤	
国保加入者氏名	加入期間	所得割の算出基礎 令和 年度賦課基準額		保険料	基礎分（医療分）		後期高齢者支援金分
					月数	年保険料	
国保 花子	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	1 350 000 *					
国保 次郎	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	100 000					
国保 洋子	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	0 #					
他 人 保険料							
計 人 保険料合計							

円 （うち介護保険第 2 号被保険者の該当 人）

【重要】③が空欄の方へ

世帯主と国保加入者（18歳～69歳の方）は、収入の有無に関わらず、所得の申告が必要です。詳しくは次ページ③の「⚠️③が空欄の方へ」をご確認ください。

この表では国保加入者の月ごとの加入状況や国保加入者個人ごとの年間保険料額の内訳を示しています。年度の途中で脱退をした場合は、**月割りで計算します**。日割りはございません。※月の末日時点で加入していた場合、その月の保険料がかかります。

① 国保加入者氏名

実際に国保に加入している方や国保に加入していた期間（保険料がかかる期間）がある方が記載されます。人数が多く、記載しきれない場合、表の下に人数や保険料額等が表示されます。

② 加入期間

月の末日時点で国保に加入している月（国保で保険料が発生する月）に記号（○または◎）が表示されます。

- ・「◎」・・・国保に加入している月で、40～64歳の方で基礎分（医療分）保険料+後期高齢者支援金分保険料+子育て分保険料が発生し、**介護保険料も含まれている**月です。
- ・「○」・・・国保に加入している月で、39歳以下または65歳以上の方で、基礎分（医療分）保険料+後期高齢者支援金分保険料+子育て分保険料が発生します。介護保険料は含まれておりません。

③ 所得割の算出基礎 令和 年度賦課基準額

各国保加入者の所得割額を算出するための基とする金額（賦課基準額）が表示されます。国民健康保険の加入者の前年（1月～12月）の所得金額に応じて計算されます。賦課基準額に含まれる主な所得については **保険料の計算方法** をご確認ください。

- ・賦課基準額・・・世帯の加入者それぞれの前年中の総所得金額（給与・年金・事業・不動産等の所得の合計額）から住民税基礎控除額のみを控除した金額です。

例）今年度保険料（4月～翌年3月）を算出する時は、前年（1月～12月）の所得金額を基とする。

- ・軽減の適用の有無

以下の軽減が適用されていた場合、表示されます。世帯の均等割軽減はB 納入通知書上部【1 世帯の保険料は、次のとおりです。】（3～4ページ）をご確認ください。また、各軽減制度の詳細については **保険料の軽減・減免** をご確認ください。

「★」・・・非自発的失業者の軽減 「#」・・・未就学児の均等割軽減 「@」・・・産前産後期間の免除 「&」・・・非自発的失業者の軽減及び産前産後期間の免除

⚠️③が空欄の方へ

前年の所得が未申告の方や世田谷区に転入されたばかりで所得の確認ができていない方は空欄になっています。**世帯主と国保加入者(18歳～69歳の方)で未申告の方は、前年の（1月～12月に日本で）収入の有無に関わらず所得の申告が必要です。**税務署または1月1日時点の住民登録地の自治体に申告をしてください（※勤務先・日本年金機構から支払報告書が提出されている方は基本的に申告は不要です）。

なお、1月1日時点の住民登録地が世田谷区外の方は申告後に国保・年金課資格賦課に申告した旨ご連絡ください。

申告済みの方は所得が確認でき次第再計算します。

再計算で保険料が変更になった場合、変更通知が月の中旬に発送される可能性があります。変更の通知が届くまでは現在の保険料額でお支払いください。なお、**再計算の結果保険料に変更がなかった場合、通知は出ません**のでご了承ください。

1月1日時点の 住民登録地	提出する申告書	提出先
国外	国民健康保険料に関する申告書 (簡易申告書)	国保・年金課 資格賦課
国内 (世田谷区)	住民税の申告書	課税課
国内 (世田谷区以外)	住民税の申告書	1月1日に住んでいた 自治体

※所得がある等、確定申告が必要な方は税務署に申告してください。

④ 保険料

国保加入者別の一人ずつの保険料を計算した年間保険料額が表示されます。年齢、加入期間、賦課基準額等を基に算出しています。

⑤ ④の内訳です。計算では、各区分の中で所得割額と均等割額に分かれています。

- ・ 基礎分（医療分）保険料：国保の財源で、医療費にあてます。
- ・ 後期高齢者支援金分保険料：後期高齢者医療制度への支援金です。
- ・ 介護分保険料：40～64歳の方の介護保険料です。
→年度の途中で40歳になる方
40歳になる月（誕生日が1日の方はその前月）の分から、介護分保険料をお支払いいただきます。
→年度の途中で65歳になる方
65歳になる月の前月（誕生日が1日の方はその前々月）までの介護分保険料をお支払いいただきます。
- ・ 子育て分保険料：子ども・子育てのための支援金です。令和8年度保険料から賦課されます。
子ども（18歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）は、子ども・子育て支援金分保険料のうち、**均等割額の10割（全額）が免除されます。**

各区分毎に最高限度額（上限額）があり、加入者全員の保険料額を算出し、超過した場合、超過額は切り捨てられ、最高限度額にとどめられます。

- ・ 所得割額：加入者の前年中（1月～12月）の所得に応じて負担する保険料です。
- ・ 均等割額：加入者一人ひとりが均等に負担する保険料です。なお、令和4年度から未就学児の均等割額は5割軽減されています。
- ・ 加入月数は月の末日時点で加入していた月（保険料がかかる月）を数えます。

（参考）保険料の算出方法

	基礎分（医療分）保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料	子育て分保険料
所得割額	加入者全員の 賦課基準額合計 × 所得割率 × 加入月数 ÷ 12	加入者全員の 賦課基準額合計 × 所得割率 × 加入月数 ÷ 12	40～64歳の 加入者全員の賦課基準額合計 × 所得割率 × 加入月数 ÷ 12	加入者全員の 賦課基準額合計 × 所得割率 × 加入月数 ÷ 12
均等割額	加入者数 × 均等割額 × 加入月数 ÷ 12	加入者数 × 均等割額 × 加入月数 ÷ 12	40～64歳の加入者数 × 均等割額 × 加入月数 ÷ 12	18歳以上の加入者数 × 均等割額 × 加入月数 ÷ 12

保険料計算のための所得割率・均等割額は毎年度変わります。

保険料率等の具体的な数字は **保険料の計算方法** をご確認ください。
※次年度の保険料率等は3月下旬に決まります。